

第162号議案 長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の  
一部を改正する条例

目次

	ページ
1 条例改正の概要	1
2 施設の概要	2～3
3 施設の利用状況等	3
4 現在の指定管理者の状況	3
5 条例新旧対照表	4～6



## 1 条例改正の概要

### (1) 経緯及び改正理由

銭座地区コミュニティセンターは、し尿処理施設であるクリーンセンター（茂里町）に係る地域環境整備の一環として、平成 16 年度に建設し、平成 17 年 4 月 1 日から供用を開始した。

その後、下水道の普及や人口減少などによるし尿等の量の減少に伴う平成 31 年 3 月末でのクリーンセンター（茂里町）の運用終了に伴い、銭座地区コミュニティセンターの取扱いについて検討してきたが、同施設は、今後も地域の方々などの交流の場としての活用を図っていくことが必要であることから、同じコミュニティ活動施設である「ふれあいセンター」と同様の取扱いに変更することとしたい。

具体的には、現在、銭座地区コミュニティセンターの管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、地域の団体の代表等で構成される運営委員会が管理運営を行っており、主に自治会等をはじめとした地域の団体や学習グループに活用されているが、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めるため、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として収受させる利用料金制の導入など、施設の利用に関する取扱いを見直すこととする。

### (2) 主な改正の内容

#### ア 利用料金制度の導入

(ア) 銭座地区コミュニティセンターにおいて、研修室等を占有して利用する許可を受けた者は、銭座地区コミュニティセンターの利用に係る料金（利用料金）を指定管理者に支払わなければならない。（第 6 条第 1 項）

(イ) 利用料金は、条例に掲げる額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。（第 6 条第 2 項）

(ウ) 利用料金を指定管理者の収入として収受させる。（第 6 条第 4 項）

### (3) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

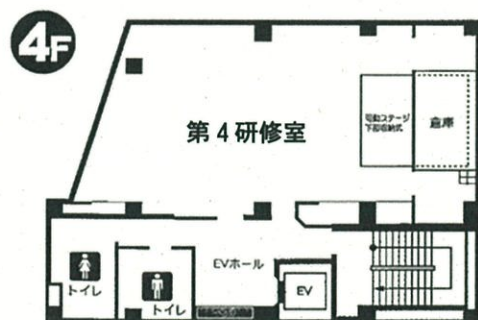
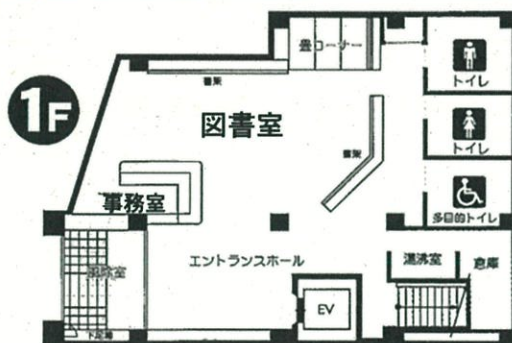
## 2 施設の概要

### (1) 位置図



### (2) 施設の内容等

施設名 (所在地)	設置年月	構造	延床面積 (㎡)	施設内容
銭座地区コミュニティセンター (宝町9番4号)	平成17年 4月	鉄骨造 4階建	678.05	1F 事務室、図書室 2F 第1研修室A、B 3F 第2研修室、第3研修室、 調理室 4F 第4研修室



(3) 設置目的 市民に交流の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

(4) 開館時間 午前9時から午後5時までの時間帯を含む1日8時間以上

(5) 休館日 毎週日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(6) 利用料金(基準額)

区分		金額(1時間につき)
研修室	1A	104円
	1B	209円
	2	104円
	3	104円
	4	209円
調理室		104円

### 3 施設の利用状況等

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(1) 利用者数	39,797人	41,420人	40,957人	42,471人
(2) 使用料収入	1,710千円	1,767千円	1,934千円	1,830千円
(3) 指定管理料	5,876千円	5,611千円	6,902千円	7,137千円

### 4 現在の指定管理者の状況

(1) 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)

(2) 指定管理者

ア 指定管理者名 銭座地区コミュニティセンター運営委員会

イ 所在地 長崎市宝町9番4号

ウ 代表者 大石 眞三高

(3) 選定方法 非公募

## 5 条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市銭座地区コミュニティセンター条例 平成17年3月31日 条例第3号</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第6条 <u>利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>(使用料の返還)</u></p> <p>第8条 <u>既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第9条～第14条 (略)</p>	<p>○長崎市銭座地区コミュニティセンター条例 平成17年3月31日 条例第3号</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第6条 <u>利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第8条～13条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(市長による管理)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合においては、第4条第1項、第5条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条及び第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第4条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>	<p>(市長による管理)</p> <p><u>第14条</u> (同左)</p> <p>2 <u>前項の場合における第4条第1項、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第10条並びに別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「金額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第6条第2項及び第4項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>

現行	改正案																																
<p>附 則 (中略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="193 936 708 1397"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>1B</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。</p> <p>3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。</p>	区分	使用料 (1時間につき)	研修室	円	1A	104	1B	209	2	104	3	104	4	209	調理室	104	<p>附 則 (中略) <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に改正前の長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の規定に基づき利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="860 943 1375 1404"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>1B</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。</p> <p>(削除)</p>	区分	金額 (1時間につき)	研修室	円	1A	104	1B	209	2	104	3	104	4	209	調理室	104
区分	使用料 (1時間につき)																																
研修室	円																																
1A	104																																
1B	209																																
2	104																																
3	104																																
4	209																																
調理室	104																																
区分	金額 (1時間につき)																																
研修室	円																																
1A	104																																
1B	209																																
2	104																																
3	104																																
4	209																																
調理室	104																																